

(別 紙)

住民への周知内容

福島県相双地方振興局へ福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づき産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出がありましたので、お知らせします。

福島県相双地方振興局では、今後、必要な手続きを行い、当該施設の設置の適否について審査していくこととしております。

1 協議者

住所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原 1 2 3 番

氏名 株式会社相双スマートエコカンパニー 代表取締役 岡田 美洋

2 設置場所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原 1 2 3 番 外 1 0 0 筆

3 産業廃棄物処理施設の種類及び処理能力

ア 廃プラスチック類の破碎施設兼木くずの破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第 7 条第 7 号施設兼第 7 条第 8 号の 2 施設）（ハンマー式破碎機）

廃プラスチック類 3 3 4 t / 日（1 6 時間）

木くず 2 2 6 t / 日（1 6 時間）

イ 廃プラスチック類の破碎施設兼木くずの破碎施設（政令第 7 条第 7 号施設兼第 7 条第 8 号の 2 施設）（2 軸破碎機）

廃プラスチック類 3 7 6 t / 日（1 6 時間）

木くず 5 9 5 t / 日（1 6 時間）

ウ がれき類の破碎施設（政令第 7 条第 8 号の 2 施設）

7 3 9 t / 日（1 6 時間）

エ 廃太陽光パネルの破碎・選別施設（福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第 3 2 条第 1 項に規定する産業廃棄物指定処理施設）

8 . 6 4 t / 日（1 6 時間）

4 問い合わせ先

福島県相双地方振興局 県民環境部 環境課 電話 0244-26-1237